

自然災害等の非常時における対応について(町立学校・園)

下市町教育委員会

I 気象警報発令時について

本町では広い校区とスクールバス・給食準備等々の関係から、気象警報発令時には次のように対応することとする。

午前6時30分現在で、暴風・大雨・洪水等何らかの警報が「下市町」に発令中の時は、町内の園・学校は臨時休業(登校停止)とします。

※ 警報発令中はもちろん、解除された後でも『自宅待機』の場合は、外出させないように指導する。

◎ 注意報が発令されている時は 通学路の安全に注意の上、登校させる。

II 地震発生時への対応について

地震(余震)への対応について次のとおりとする。

【登校前】

○ 震度5弱以上の大規模地震(余震)が発生した場合

そのまま自宅待機とする。

休校等の指示は、状況を確認した上で連絡用アプリ「すぐる」で連絡する。

※震度5弱未満であっても、自宅待機の措置を取る場合は、連絡用アプリ「すぐる」で連絡する。

【登・下校中】

○ 登下校中に大きな揺れを感じたときは、家庭または学校のどちらか近い方へ避難する、もしくは一番近くの家に助けを求めるように家庭で話し合よう啓発するとともに、園・学校でも指導いする。なお、バス通学生についても同じ対応が取れるよう、バス業者に連絡する。

【登校後】

○ 震度5弱以上の大規模地震(余震)が発生した場合

予想を超える大きな災害の場合は通信手段が機能しない場合も想定されるので、園・学校で園児・児童・生徒を保護する。園児・児童・生徒の下校は安全の確認が取れ次第、下校させる。

※震度5弱未満の場合、十分に安全を確認した上で、通常の学校生活を行う。非常措置を取らなければならない場合は連絡用アプリ「すぐる」で連絡する。

令和4年4月1日改訂